

令和5年度 学校経営方針

1 はじめに

Society5.0時代の到来やコロナ禍により、社会の在り方や子どもたちを取り巻く環境は、急激に変化し予測困難となっている。そのような中であっても、学校は、新しい時代を担う子ども達の未来を支える礎として、教育の質を向上し、学校力を向上させていかなければいけない。

学校現場ではICT環境が整い、新型コロナウイルス感染症は5類へと移行する。ICTをあらゆる場面で効果的に活用しながら、多様な子ども達を誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子ども達の多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行い、学習指導要領において示された資質・能力の育成を着実に進めることが重要である。

また、カリキュラム・マネジメントの取組を一層進め、教科等の学習と教科横断的な学習を通じて資質・能力が育成されるよう、編成・実施・評価・改善を図る必要がある。子ども達がそれぞれの夢の実現に向けた自らの可能性を発揮できるよう、子ども達一人一人の学びを支える教育の充実を保障しなければいけない。

私たちは、学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する伴走者としての役割を果たすとともに、北海道教育委員会及び小清水町教育委員会それぞれが示す教育行政執行方針の下、オホーツク管内教育推進の重点に沿い、本校の教育目標「こころやさしく しっかりまなび みずから体をきたえる子」の実現を目指す。

平成29年度より導入された小中一貫教育については、5年間の成果と課題を整理し、小・中学校の更なる相互理解を深めて円滑な接続を図る。義務教育9年間を一体として捉え、児童・生徒の学びの連続性を保障し、可能性の伸長を目指して、教育の充実をより一層図る必要がある。小・中教職員が一体となり、家庭と学校、地域の連携を模索し、郷土愛を育む学習の充実や安心・安全な教育環境の充実を図る。

2 学校教育の基本理念

私たちの願いは、「ふるさと小清水町への愛」を抱きながら未来へ向かう人づくりである。「小清水の子どもは小清水で育てる」の合い言葉の下、学校運営協議会と共通認識・共通理解を図り、協働しながら子ども達の豊かな成長を支える。私たちは、小清水町の職員であることを自覚し、地域に根ざし、地域から信頼され、地域の誇りとなるよう、地域社会総がかりで小清水小学校の教育目標の具現化を目指す。

そのために、教育に対する情熱と専門性を高め、子どもに力を付けるべく日々の教育実践を積み重ね、教育活動の充実を目指す。子どもの伸びる力、伸びようとする力を信じ、引き出していく学校・教師集団でありたい。あるがままの子どもを包み込み受け入れる寛容さと、愛情ある毅然とした厳しさをもって、子ども達を鍛え育てていく。

3 学校経営の基本方針

公教育の立場から、教育関係法令・学習指導要領を遵守する。また、北海道学校教育推進の重点、オホーツク教育推進計画、小清水町教育目標、学校教育目標の実現を目指し、保護者並びに地域の付託に応え

るため、以下を学校経営の基本方針とする。

- 1 しっかり学ぶ子 ～社会の変化に対応する教育の充実～
- 2 心やさしい子 ～豊かな心と人間性を育む教育の充実～
- 3 みずから体をきたえる子 ～心身の健やかな成長を促す教育の推進～
- 4 地域とともにある学校 ～学びを支える家庭や地域との連携・協働の充実～
- 5 組織の活性化と人材育成 ～学びをつなぐ学校づくりの実現～

これらの基本方針に基づいて、教職員は全ての教育活動において、協力し合い、同じベクトルで指導にあたる。指導については、学校内外での子ども達の言動に指導の成果が表れる（定着する）まで徹底・継続する。

4 学校経営の重点目標と具体策

「当たり前のことを、当たり前でできる子どもの育成」

重点目標1 小中一貫教育の推進（ふるさと小清水の未来を担う人材育成）

- 9年間を貫いた目指す子ども像の共有
- 持続可能で有益な小中合同研修の実施
- 算数・数学科、総合的な学習における教育課程の接続
- 学力調査結果の共有と分析

重点目標2 指導の質の向上（わかる・楽しい授業で学力向上を）

- 授業づくり5つの視点を意識した授業実践
- 1人1台端末の効果的な利活用
- 実践的な校内研修の充実
- 学習・生活スタンダードの見直し・徹底・継続

重点目標3 業務の質の向上（働き方改革を意識して学校の教育力を高める）

- コロナ終息後の学校行事、教育活動の工夫
- 分掌部会と校務運営委員会の充実
- C4 t hの積極的活用
- 定時退勤日（月2回）の設定

1 しっかり学ぶ子 ～社会の変化に対応する教育の推進～

（1）義務教育 9 年間を見通した確かな学力の育成（教務部・研修部）

- 教育課程の適切な編成と小中一貫した組織的かつ計画的な教育活動の質の向上を図る。
- 「課題提示と振り返り」、「言語活動と学習評価の充実」、「ICT の効果的な活用」による主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善を行う。

(2) 特別支援教育（特別支援学級・通級指導教室・支援部）の充実

- 関係機関との連携を図り、個別の教育支援計画・受診記録、診断記録等の情報を共有する。
- 通常学級に在籍する特別な配慮を必要とする児童の観察、実態把握、早期の相談等を行い、全ての子どもにとって学びやすい授業や学習環境づくりを行う。
- 目的を明確にした「交流学級」や「小集団指導」を行い、児童相互が多様性を理解し、受け入れ、共に学び生活できる関係づくりを押し進める。

(3) 探求的な学習過程を重視した総合的な学習の時間

- 各教科で身につけた資質・能力を総合的な学習の時間で発揮させる。
- 課題を見だし、集めた情報を整理・分析し、まとめ・振り返る学習過程を身につけさせる。
- 中学校との教育課程の接続を図る。

(4) 情報活用能力の育成（基本的な情報機器の操作・適切な情報活用の学習活動・情報モラル）

- 児童をネットトラブルの被害者や加害者にさせないように、情報モラル教育を教育課程に位置づける。
- 各教科等の指導における ICT を積極的に活用し、教職員の ICT 指導力の向上を図る。
- プログラミング的思考を育む学習活動を教育課程に位置付け、指導体制を整備する。

(5) 教育活動全体を通じたキャリア意識の形成

- 学校外で「あいさつ」・「返事」・「良い話の聞き方」ができる子ども達をめざす。
- 行事・縦割り集会、校外学習等を通じて、コミュニケーション能力を高める。
- キャリアパスポートを活用し、子ども達自身の変容や成長を自己評価させる。

2 心やさしい子 ～豊かな心と人間性を育む教育の推進～

(1) 学級・学年・ブロック経営を充実させる

- 学級経営案・個別の指導計画を評価改善サイクルに組み込み教育効果を高める。
- 様々な場面や子どものよさを生かすことで、みんなが主役になれる学級づくりに努める。
- 子ども達が互いに認め合い、心身ともに居場所のある学級づくりに努める。

(2) 組織的かつ積極的な生徒指導によるいじめ・問題行動の解消

- 教職員と児童、児童相互の関わり合いを重視し、信頼関係を基にした学級経営や授業を展開する。
- 組織的・積極的な対応と、確実な情報共有を行い、対応力・指導力の向上を図る。
- 日常の観察や面談、アンケートを活用し、いじめの認知漏れを「0」にする。

(3) 成長につながる特別活動

- 活動に対して目的意識を持ち、自発的・主体的、創造的に取り組む態度の育成に努める。
- 子どもものよさや持ち味を発揮させ、自分の成長や変容に喜びを感じられる指導と評価に努める。
- 異校種・異学年交流や縦割り活動を通じて、望ましい人間関係や社会性・協調性を育てる。

(4) 道徳教育の充実

- 指導のねらいを明確にして、子ども達の成長から教師の指導を省みることによって改善に努める。
- 道徳性を養うための「考え、議論する道徳」に向け、指導過程を踏まえた授業改善を図る。
- 問題解決をしたり、道徳的行為に関する体験的な学習等を取り入れたりする場面を工夫する。
- 道徳教育推進教師を中心に、資料活用や指導方法・評価方法に係る研修を行い、共通理解を図る。

(5) 読書意欲を高める活動

- 図書室の整備・充実及び積極的な活用を図ることで、児童の読書意欲向上を図る。
- 図書館や図書館司書の活用により、児童の課題解決や授業の資料収集を促進する。
- 係活動や委員会、学年相互の読み聞かせ活動を積極的にを行い、読書習慣の定着を図る。

(6) 安全教育の推進

- 児童が自身の身を守るための交通安全教室や避難訓練、防犯訓練等に計画的・積極的に取り組む。
- 安全に生活する実践的態度の育成に努め、家庭・地域、関係機関との連携を図る。
- 施設設備の安全点検を定期的・日常的に行い、修理・修繕に努める。

3 みずから体をきたえる子 ～心身の健やかな成長を促す教育の推進～

(1) 体力・運動能力の向上

- すべての児童が楽しく安心して運動に取り組めるよう工夫し、体力の向上につなげる。
- 体力テスト等の結果を基にした体育・保健授業の改善に取り組み、家庭や地域との連携を図る。
- 日常的・自主的に体力運動能力の向上に取り組める「運動環境」を整備する。

(2) 食育

- 「食」に関する指導の全体計画や教科横断的な授業実践等を積み上げる。
- 栄養管理や衛生管理等に取り組み、小中学校間及び家庭や地域との連携・調整を図る。
- 児童の食物アレルギーに関する情報を理解し、全職員が共有して指導にあたる。

(3) 健康教育

- 日常的に児童や教職員の手洗い・咳エチケット等の知識と意識を高め、感染症拡大を防ぐ。
- 児童の心身の健康状態の日常的な観察と把握に努め、自ら心や体を鍛える態度を育てる。
- 発達段階に応じた性教育や、地域の人材を活用した薬物濫用防止教室等について実施を図る。

4 地域とともにある学校 ～学びを支える家庭や地域との連携・協働の充実～

(1) 家庭との連携の促進

- 児童の成長や努力を保護者と共有し、保護者と相談しあえる雰囲気づくりに努める。
- 望ましい生活・学習習慣の定着を図るための学習機会や情報提供等で家庭との連携を深める。
- 家庭との共通理解を図り、学びに主体性をもたせる家庭学習を行う。

(2) 地域の特色や教育力を活かした学校づくりの推進（学校運営協議会の理解と推進）

- 学校と地域が情報を共有し、学校に対する理解が深まることで学校・地域相互の活性化を図る。
- 外部講師や体験的活動等の学校支援活動に土曜授業を積極的に活用する。
- 地域行事への積極的な参加を推進し、町・地域の一員としての自覚と郷土愛を育てる。

5 組織の活性化と人材育成 ～学びをつなぐ学校づくりの実現～

(1) 学校段階間の連携・接続の推進

- 小中一貫教育の充実に向けて合同研修体制を確立し、連携を図る。
- 幼保と連携・協力し、新入学児童がスムーズに学校生活に適應できるような教育課程を編成する。

(2) 人材育成

- 朝のブロック打ち合わせ時間を日常的な情報共有やミニ研修の時間として有効に活用する。
- 組織力を高め、強化するために、報告・連絡・相談・確認を徹底する。
- 「中堅・ベテラン教員の豊かな経験」や「若手教員の新しい知識や指導法」を相互に学び合える職員関係をつくる。※交換授業（近接学年の交換・特支交流授業の交換等）を促進する。

(3) 教師の姿勢

- 子どもに求めることは教師自ら実践し、教師の言動は教育上大きな影響力を持つことを意識する。
- 教職員にとっては日常場面でも、外部の方々にとっては学校の印象として残ることを意識する。
- 地域・保護者の信頼を得るために、日常生活においても法令を遵守し、服務規律の保持に努める。

(4) 教育環境整備

- 教育支援事務の効率化を図り、正確・迅速・適正、計画的な執行と処理に努める。
- 学校配当予算及び各種会計（私費会計含）の透明化を図る。
- プライバシーに関わる文書・データ類の取扱には、細心の注意をはらう。
- 校内施設・設備の保全を意識させ、落ち着いた学習・生活環境を整える。

(5) 働き方改革

- 在校等時間の客観的な計測・記録と公表を行う。
- 働き方改革手引「Road」の積極的な活用に努める。
- ICTを積極的に活用した業務等を推進する。
- 地域との協働による学校支援体制づくりを推進する。